

## 執行機関(長、委員会・委員)

### 機 関

市は法人であり自然人ではないので、代わりに動く自然人が必要であり、その自然人や集合のことを機関という。

市の機関には、議決機関、執行機関、補助機関の3つがある。

議決機関と執行機関（市長）は、地方自治制度における二代表性といわれるもので、国政が国民が議員を選挙し、議会が長を選任する、いわゆる議員内閣制とは異なり、市長及び議会の議員とともに住民の直接選挙によって選ぶ、いわゆる首長主義（大統領制）といわれる。

首長主義のもとにおいては、一般に、議決機関たる議会と執行機関たる市長がともに直接住民を代表し、それぞれ明確に職務権限を分担し、その職務についてはそれぞれ住民に対して直接責任を負うものである。

#### 1 執行機関

執行機関とは市長、及び委員会・委員（行政委員会等）のことで、市の事務を自らの判断と責任において管理執行できることとされている。

#### 2 市 長

市長は選挙によって選ばれ、任期は4年である。市長は、議会とともに、住民を市長には市の事務を自分の判断と責任において管理執行できるという強い権限が与えられている。

市長は、委員会など他の執行機関とともに、市の事務を管理執行する執行機関であるが、特に市長は、他の執行機関を所管し、それらを調整する権限が与えられているところから、市の主たる執行機関たる地位にあるといえる。

国会議員、地方公共団体の議員、地方公共団体の常勤職員との兼職は禁止されているが、地方公共団体の非常勤職員との兼職は可能である。

#### 3 委員会・委員（行政委員会等）

委員会・委員は、市長と同じように（市長にだけ強い権限が集中するのを防ぐため）、市の事務を自らの判断と責任において管理執行できる権限を持ち、執行機関の多元主義がはかられている。

行政委員会は、政治的中立性、専門技術性、あるいは民意反映、利害調整の必要性という目的のために、長から独立の合議制機関を設け、これに行政権の一部を分担させるものであり、行政の民主化の要請に基づいたものであ

る。

委員会は合議制が原則であり、規則を制定する権限が認められているが、監査委員だけは独任制であり、規則を制定することはできない。地方公共団体には必ず置かなければならない委員会・委員が決まっている。

設置場所	委員会の名称
全地方公共団体	教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会(または、公平委員会)、監査委員
都道府県	公安委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会
市町村	農業委員会、固定資産評価審査委員会

## 補助機関

### 1 補助機関

補助機関とは、一般に執行機関の職務執行を補助することを任務とする機関あり、特別職の副市長などのほか、一般職の職員までをいう。

### 2 副市長（特別職）

原則として1人置かれるが、条例により置かないことや人数を増やすことができる。

法改正により、平成 19年 4月から従来の助役設置から、副市長と名称が変更されるとともに、市長を支えるトップマネジメントを強化するため副市長の職務が強化された。

副市長は議会の同意により選ばれる。任期は4年で、任期中でも議会の同意を得ずに、市長の権限だけで解職することができる。

副市長は、市長を補佐し、市長の命を受け政策及び企画をつかさどりその補助機関である職員の担当事務を監督し、長に事故あるとき又は欠けたときは長の職務を代理するなど、最高の補助機関であり、市長に次ぐナンバー2となる。

### 3 会計管理者（一般職）

市の会計事務をつかさどるために置かれる必置機関であるが、一般職の職

員の中から市長が任命する。会計事務について、独立の権限を有している。法改正により、平成 19 年 4 月から従来の特別職の収入役設置から、一般職の会計管理者となった。

#### 4 職員

市に職員が置かれるが、その任免は市長が行い、定数は条例で定められる。職員の任用等の身分の取扱いについては、地方自治法で定めるほか、地方公務員法で規定されている。

## 長と議会との関係

### 1 長と議会

長（執行機関）と議会（議決機関）は互いに独立し、対等関係にあり、行政運営にあたって、あたかも車輪の両輪のように協力することを期待するとともに、相互牽制によって、独断専行を防ぎ、公正かつ民主的な行政を図ろうとするものであり、現行制度では、両者の間に意見の対立が生じた場合において、その対立が生じた場合、対立を調整する手段を双方に与えている。

### 2 一般的拒否権（長の権限）

議会の議決した条例の制定や改廃、予算について長が賛成したくない場合、長は議決の連絡を受けた日から 10 日以内に理由を示した上で、再議決をさせることができる。これを一般的拒否権という。

### 3 特別的拒否権（長の権限）

議会の議決または選挙が違法と認めるときは、長は再議決をするか再選挙を行わせなければならない。収支に関して議会で議決されたものが執行できないときにも長は再議決をさせなければならない。これらを特別的拒否権という。

### 4 専決処分（長の権限）

議会が成立せず（定足数に満たないときなど）、議会で何も決めることができないときなどは、長が議会の代わりに決めることができる。これを専決処分という。ただし、長は次の議会で決めたことを報告し、承認をもらわなければならない。

## 5 不信任議決（議会の権限）

議会は長を辞めさせることができる。これを不信任議決という。これには3分の2以上の議員が出席し、その4分の3以上の賛成が必要である。不信任議決をされた長は10日以内に議会を解散するか辞職するかを選択しなければならない。もし、長が議会を解散した場合、議員を選ぶための再選挙が行われる。そして新たに招集された議会でもう一度、不信任議決がされた場合は長は職を失う（3分の2以上の議員が出席し、その過半数の賛成が必要）。